

(別紙様式2)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 福岡県  
 農業委員会名： 朝倉市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積	3,510	1,440				4,950
経営耕地面積	3,088	853	255	598		3,941
遊休農地面積	7	7	7			14
農地台帳面積	3,502	1,656	1,278	378		5,158

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,683
自給的農家数	862
販売農家数	1,821
主業農家数	559
準主業農家数	313
副業的農家数	949

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,096
女性	1,535
40代以下	431

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	375
基本構想水準到達者	220
認定新規就農者	16
農業参入法人	0
集落営農経営	35
特定農業団体	0
集落営農組織	35

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 30 年 7 月 19 日

	選挙委員		選任委員				計	合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦		
農業委員数	—	0	—	—	—	—	0	0
認定農業者	—	0	—	—	—	—	0	0
女性	—	0	—	—	—	—	0	0
40代以下	—	0	—	—	—	—	0	0

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 3 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	1
40代以下	—	—
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	19	19	18

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		4,950ha	2,022ha
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が農地の有効利用を図る上での課題となっているので、急ぎ対策を講じる必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2,053ha	2,022ha	-31ha	98%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手育成に取り組んでいる本市農業振興課が、令和3年度時点における担い手への農地の利用集積面積の目標を市内農地の31.3%(1,552ha)と定めており、既に目標値を超えているため、最低限現状を維持し、新たな目標値を設定するまでは、農業委員会としても農業振興課と連携し、更なる集積面積の増大を目指す必要があると考える。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な権利移動ができるよう、広報紙やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知した。</li> <li>あっせん申出等に対し、担当地区農業委員・農地利用最適化推進委員を通じ、農地中間管理事業の活用や利用権設定等で集約を図った。</li> </ul>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	担い手の実情を把握し、目標値の見直し検討が必要と考える。
活動に対する評価	農地中間管理事業を通して一定の集約は進んだものの、あっせん希望に添えない農地も多く見られる。今後も引き続き活動を継続することが必要。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	18経営体	16経営体	19経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	24.9ha	28.4ha	31.3ha
課題	就農を志す者が農地取得や施設への投資等について、金銭面・経営面でネックになっている。新規就農に際して相談窓口を充実させ、県や農業団体の農業制度資金を活用するなど新規就農を支援することが必要と考える。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
18経営体	19経営体	106%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
20ha	31.3ha	156.5%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業への関心を持ってもらうため、福岡県農業大学校や関係団体等が行う農業体験事業について、情報を積極的に収集・提供する。</li> <li>・将来本市の農業を担う若者農業者の集まりである4Hクラブ等の活動が、より有効なものとなるよう活動支援を行う。</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通し新規に就農したい意向を持った方に対して、小規模から始める場合は利用権設定を進め、あっせんの申し出があっている農地の世話を行った。自ら農地を取得して農業を始める場合は、農業委員会として就農者と面談し、許可要件を満たしているかなど詳細にわたって聞き取りを行った。</li> </ul>

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標は例年通り「朝倉市食料・農業・農村基本計画」に基づき設定しており、R3年度までの目標値として、毎年10人(経営体)を目指しているが、ここ数年は目標以上の成果を上げている。</li> </ul>
活動に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安易な気持ちで就農はできない厳しさを伝えつつ、意欲ある就農希望者に対しては農業委員会も地域農業者と協力しバックアップする姿勢で臨んできた。中々後継者がいない中で新規就農者は農地を守っていく立場から貴重な戦力である。今後も引き続き農業の魅力を発信し、意欲ある就農者を応援していく必要がある。</li> </ul>

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,950ha	14.1ha	0.28%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地所有者等への指導徹底が必要。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
2ha	0.3ha	15%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	農地の利用状況調査		38人	8月～9月	10月～11月	
調査方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>管内全域を調査区域とし、道路から目視による巡回調査を一斉実施。遊休化している場合は、当該農地の状況を更に詳しく確認し、地図等に記録する。</li> <li>調査区域を18地区に区切り、担当農業委員・農地利用最適化推進委員が調査。</li> <li>農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次着手する。</li> </ul>				
農地の利用意向調査		調査実施時期:1月～2月				
その他の活動						
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期		
		38人	7月～9月	9月～11月		
	農地の利用意向調査	調査実施時期	1月～2月	調査結果取りまとめ時期	2月～3月	
			第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数:	43筆	調査数:	0筆	調査数:
	調査面積:	5ha	調査面積:	0ha	調査面積:	0ha
その他の活動						

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消面積の実績は計画の15%となっている。再生困難と見込まれる荒廃農地(B分類)へ移行した農地もあれば、B分類からA分類へ改善された農地もある。耕作不便地、農業者の高齢化、後継者・担い手不足などにより遊休農地が拡大している。
活動に対する評価	遊休農地から耕作する事への指導において、担い手の絶対的不足が目立った。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,950ha	1.56ha
課 題	遊休農地の増加等に伴う残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上で課題となっている。特に山間部は地元農業者の目も行き届きにくく、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
1.56ha	0.0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	違反転用の再発防止に向け、市の広報紙やホームページで「無断転用が犯罪」であることを周知。 年間を通じ農地パトロールで違反転用の確認を行う。
活動実績	4月～3月(通年)にかけて、無断転用防止等を含む農地パトロールを実施した。
活動に対する評価	違反転用箇所については、県とも連携し現地を確認、是正指導の強化を願う。 農地パトロールによる発見と指導通知により、新たな増加は無かったが、正式な転用手続きを経ないまま転用されていた事案もあり、改めて始末書付転用申請が見受けられた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 100件、うち許可 99件及び不許可 1件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員で現地の調査並びに必要なに応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案(審議番号ごと)審議している。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	99件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	1件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	事務局で議事録を作成し、市のホームページに公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	事務処理の事前通知を行う。			

### 2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 110件) 内、4条14件・5条96件

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員による書類審査及び現地調査を実施している。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	事務処理の事前通知を行う。			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	55 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	47 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	8 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	8 法人
	提出しなかった理由	法人の決算期が年度末に近い為、年度内の報告がなされていないもの。報告時期を待って提出するよう指導する。
	対応方針	督促及び指導を強化することにより、例年通り次年度中には全法人より報告してもらう。
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	特になし

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 2,289件 公表時期 令和 3年 3月 情報の提供方法:市のホームページ及び広報紙
	是正措置	特になし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 2,138件 取りまとめ時期 令和 3年 3月 情報の提供方法:情報提供は行っていない。
	是正措置	特になし
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 5,158ha
		データ更新:総会(定例会)終了後、随時更新 公表:農地ナビ
	是正措置	特になし

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉  〈対処内容〉
----------------	-----------------------

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉  〈対処内容〉
--------------------	-----------------------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数            0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--